

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

1 日時

令和3年3月4日（木曜日）

午前10時0分開会、午後1時46分散会

（休憩 午後0時4分～午後1時0分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、千葉担当書記、尾形併任書記、三熊併任書記、鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、伊藤技監兼農村整備担当技監、大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、橋本林務担当技監、阿部漁港担当技監、鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課総括課長、高橋技術参事兼流通課総括課長、中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、工藤参事兼農村計画課総括課長、千葉農村建設課総括課長、佐々木農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、長谷川畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長、西島森林保全課総括課長、工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、菊池競馬改革推進室長、竹澤競馬改革推進監、佐藤県産米戦略室県産米戦略監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加中 9～11

- (2) 議案第57号 令和2年度岩手県有林事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第58号 令和2年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第59号 令和2年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第70号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第71号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (7) 議案第72号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (8) 議案第73号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (9) 議案第74号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (10) 議案第75号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (11) 議案第90号 大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 55 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費第 1 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費第 1 項農林水産施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 9 から 11 まで、議案第 57 号令和 2 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 58 号令和 2 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 59 号令和 2 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 70 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 71 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 72 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 73 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 74 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第 75 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上 10 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 それでは、議案の説明に先立ちまして、本日御審議いただく補正予算案にこの冬の大雪により被害を受けました農業施設等の復旧等に要する経費が含まれておりますことから、現時点の農林水産関係被害等について、お手元に配付いたしております令和 2 年 12 月 14 日からの大雪による農林水産関係被害及び対応状況についてにより御報告をさせていただきます。

資料 1 ページをごらんください。3 月 3 日 16 時現在の農林水産関係の合計被害額は 36 億 5,200 万円余となっております。なお、被害額につきましては、現時点で被害報告があったもののうち、被害額を算定できているものは 90%となっております。被害の内容についてであります。農業関係ではパイプハウス、倉庫、畜舎等の倒壊、農業用機械の破損などのほか、ハウスの倒壊によって収穫できなくなった野菜や花卉の倒伏、果樹の枝折れなどが確認されており、農業関係の被害額は 36 億 2,400 万円余となっております。林業関係では、特用林産施設の倒壊などが確認され、被害額は 2,700 万円余となっております。

2 ページをごらんください。2 の対応状況につきましては、前回 1 月 13 日の当委員会で御説明した内容から追記した主な部分を御説明させていただきます。まず、(2)、技術対策のポツの三つ目でございますが、融雪のおくれによりこの春の作業に支障を来すことが

ないよう融雪促進対策に関する臨時の農作物技術情報を発行し、農業者等に情報提供を行っておりますほか、その下、ポツの四つ目でございますけれども、2月10日から農業者等に農業用ハウスの風・雪被害対策マニュアルを配布しておりまして、2月19日には広く利用いただけるよう県ホームページにも公開しております。

それから、(4)、早期復旧に向けた要請であります。県といたしましても農業資材メーカー等に対しまして、農業用ハウス資材等の円滑な供給と施工について協力要請を行っております。

また、(5)、連絡会議の開催でございますが、県では市町村、関係団体等との連絡会議を随時開催し、情報共有とともに必要な対策について協議を行っておりますほか、(8)、支援対策であります。2月2日に農林水産省が被災農林漁業者への支援対策を公表し、県では2月12日に支援事業の概要を公表したところでございます。県といたしましては、引き続き被害状況の把握に取り組むとともに国や市町村、関係団体と連携しながら、被災した生産者の事業継続が図られるよう取り組んでまいります。大雪による農林水産関係被害及び対応状況の報告は以上となります。

それでは、農林水産部の予算関係議案について御説明を申し上げます。議案(その3)の冊子でございます。議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)であります。7ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は6款農林水産業費の補正予算額48億2,846万3,000円の増額のうち、県土整備部所管分1億128万8,000円の増額を除いた47億2,717万5,000円の増額と、9ページに参りまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額2億2,158万7,000円の減額を合わせまして、総額45億558万8,000円の増額となるものでございます。今回の補正予算には、この冬の大雪により被害を受けました農業施設等の復旧等を支援する予算や、国の補正予算に対応した予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴い所要の補正を行おうとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の143ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。1目農業総務費は5億6,940万6,000円の減額で、その主なものは説明欄の上から三つ目、農業委員会運営費補助や説明欄の中ほど、いわて6次産業化ネットワーク活動推進事業費で、事業費の確定等によるものであります。

2目農業金融対策費は2億6,544万7,000円の減額で、その主なものは144ページをお開き願いまして、説明欄の下から三つ目、農業経営改善促進資金貸付金など、農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。

3目農業改良普及費は1億5,434万9,000円の減額で、その主なものは説明欄の下から二つ目、いわてニューファーマー支援事業費で、農業次世代人材投資資金の交付対象者数

の確定などによるものであります。

145 ページに参りまして、4目農業振興費は6億6,686万2,000円の増額で、その主なものは説明欄の上から九つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費は減額となりますが、農地の借り入れ面積の減に伴う集積協力金の減額などによるものであり、その三つ下、経営体育成支援事業費は増額で、大雪により被害を受けた農業施設等の復旧等の支援に要する経費などを措置等しようとするものであります。

146 ページをお開き願ひまして、5目農作物対策費は8億178万4,000円の減額で、その主なものは説明欄の一番下、強い農業づくり交付金事業費で、生産技術高度化施設や集出荷貯蔵施設など農業関係の施設整備に係る事業要望の取り下げや事業計画の変更等があったことによるものであります。

6目畑作振興費は2億7,712万2,000円の減額で、その主なものは説明欄の上から四つ目、いわて型野菜トップモデル産地創造事業費で、事業費の確定によるものであります。

147 ページに参りまして、7目植物防疫費は137万4,000円の減額で、病虫害防除対策に係る指導等に要する経費の確定によるものであり、10目農業研究センター費の6,380万1,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

148 ページをお開き願ひまして、11目農業大学校費は1,561万4,000円の増額で、大雪により被害を受けた農業研修施設等の修繕等に要する経費などを措置しようとするものであります。

150 ページをお開き願ひます。2項畜産業費であります。1目畜産総務費の902万5,000円の増額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2目畜産振興費は16億8,664万8,000円の減額で、その主なものは151ページに参りまして、説明欄の上から二つ目、畜産競争力強化整備事業費補助で、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体による家畜飼養管理施設等の整備について事業計画の変更等があったことによるものであります。

3目草地対策費は2,210万円の減額で、その主なものは説明欄の一番上、畜産基盤再編総合整備事業費補助で、牛舎及び草地造成等の支援に要する経費の確定によるものであります。

4目家畜保健衛生費は2,079万4,000円の減額で、その主なものは説明欄の一番下、豚熱予防的ワクチン接種事業費に要する経費の減額などによるものであります。

152 ページをお開き願ひまして、5目農業研究センター費は4,149万4,000円の減額で、畜産研究所及び種山畜産研究室の管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

154 ページをお開き願ひます。3項農地費であります。1目農地総務費は8,923万4,000円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2目土地改良費は、補正予算額77億4,391万9,000円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は76億4,263万1,000円の増額で、説明欄の上から二つ目、かんがい排水事業

費、その三つ下、経営体育成基盤整備事業費、その下の中山間地域総合整備事業費等は、国の補正予算に対応し、基幹的農業水利施設の整備や圃場の大区画化、排水改良基盤整備に要する経費を増額しようとするものであり、その他の事業につきましても国庫補助金の交付決定等により所要の補正をしようとするものであります。

155 ページに参りまして、3 目農地防災事業費は4 億7,261 万3,000 円の増額で、説明欄の二つ目、農村地域防災減災事業費は国の補正予算に対応し、地域における効果的な防災減災対策などを行おうとするものであり、その他の事業につきましても事業費の確定等により所要の補正をしようとするものであります。

156 ページをお開き願います。4 目農地調整費は518 万3,000 円の減額で、事務費の確定等によるものであります。

158 ページをお開き願いまして、4 項林業費であります。1 目林業総務費は1,910 万6,000 円の減額で、その主なものは一般会計から県有林事業特別会計への繰出金の確定によるものであります。

2 目林業振興指導費は12 億9,425 万3,000 円の減額で、その主なものは159 ページに参りまして、説明欄の中ほどから少し下のところにございます林業成長産業化総合対策事業費補助は、大雪により被害を受けた林業施設等の復旧等の支援に要する経費を措置しようとするものであります。当初計画をしておりました木材加工流通施設等の事業中止に伴う減額により、事業費全体としては減額となるものであります。

説明欄の下から二つ目、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費は、国の補正予算に対応し、木材製品の競争力強化を図る合板・製材・集成材等の工場に低コストで安定的に原木を供給するための間伐材の生産、路網整備等に要する経費を措置しようとするものであります。

3 目森林病虫害等防除費は1,759 万7,000 円の減額で、事業費の確定等に伴うものであります。

160 ページをお開き願います。4 目造林費は4 億2,835 万8,000 円の増額で、説明欄の一番上、森林整備事業費補助について国の補正予算に対応し、事業費を増額しようとするものであります。

161 ページに参りまして、5 目林道費は161 万8,000 円の増額で、説明欄の一番上、林道整備事業費について国の補正予算に対応し、事業費を増額しようとするものであります。

6 目治山費は3 億950 万1,000 円の増額で、説明欄の一番上、治山事業費について国の補正予算に対応し、事業費を増額しようとするものであります。

162 ページをお開き願います。7 目林業技術センター費は363 万9,000 円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

164 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は6,233 万2,000 円の増額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2目水産業振興費は1億2,104万6,000円の減額で、その主なものは165ページに参りまして、説明欄の下から三つ目、県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業費などで事業費の確定等によるものであります。

3目水産業協同組合指導費は4,115万6,000円の減額で、漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものであります。

166ページをお開き願います。4目漁業調整委員会費の304万6,000円の減額、5目漁業調整費の9万9,000円の減額及び6目漁業取締費の484万4,000円の減額は、それぞれ人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

167ページに参りまして、7目水産技術センター費の2,967万8,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであり、8目内水面水産技術センター費の783万1,000円の減額は、給水配管工事や人件費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

168ページをお開き願います。9目漁港管理費は4,837万1,000円の減額で、漁港の維持管理等に要する経費の確定によるものであります。

10目漁港漁場整備費は7億972万3,000円の増額で、その主なものは169ページに参りまして、説明欄の上から三つ目、水産物供給基盤機能保全事業費で、国の補正予算に対応し、機能保全計画に基づく漁港施設の保全工事に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、大きく飛びまして217ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費であります。1目農地及び農業用施設災害復旧費の7億1,665万6,000円の減額、2目林道災害復旧費の4,331万5,000円の減額及び3目治山災害復旧費の2,913万1,000円の減額は、それぞれ過年災害復旧事業等の確定等によるものであります。

218ページをお開き願います。4目漁業用施設災害復旧費の1,715万2,000円の増額及び5目漁港災害復旧費の5億5,036万3,000円の増額は、それぞれ東日本大震災津波等の過年災害復旧事業等の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案(その3)の冊子にお戻り願いまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は14ページから17ページまでの6款農林水産業費の県土整備部分を除いた238億3,899万7,000円と、それから22ページをお開き願います、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の56億1,120万2,000円を合わせました294億5,019万9,000円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、国の補正予算によるもののほか、計画調整などに不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。24ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加の表中、当部所管に係るものは事項欄の9、治山事業から11、指定管理者による水産科学館管理運営業務までであり、いずれにつきましても、それぞれ期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。34 ページをお開き願います。議案第 57 号令和 2 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）についてありますが、歳入歳出それぞれ 5,086 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 35 億 7,383 万 2,000 円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、37 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業及び公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、38 ページをお開き願います。議案第 58 号令和 2 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）についてありますが、歳入歳出それぞれ 8,155 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 7 億 1,517 万 5,000 円とするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、41 ページをお開き願います。議案第 59 号令和 2 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてありますが、歳入歳出それぞれ 22 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 146 万 1,000 円とするものであります。これは、資金の運用益の確定等に伴い補正をしようとするものであります。

続きまして、予算以外の議案について御説明を申し上げます。77 ページをお開き願います。議案第 70 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてありますが、これは、かんがい排水事業ほか 5 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、82 ページをお開き願います。議案第 71 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてありますが、これは中山間地域総合整備事業の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、83 ページに参りまして、議案第 72 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてありますが、これは県単独治山事業の林業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、84 ページをお開き願います。議案第 73 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてありますが、これは県単独治山事業の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、85 ページに参りまして、議案第 74 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてありますが、これは水産生産基盤整備事業ほか 2 事業の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、87 ページをお開き願います。議案第 75 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについてありますが、これは水産物供給基

盤機能保全事業の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

以上で、予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 大雪被害の関係についてでございます。本当にさまざまな対応をいただいて、補正を組んでいただきましてありがとうございます。

でも、少し残念だなと思うところがあります。平成25年度の大雪被害に比べると農家負担が多くなるということになるわけですが、以前は撤去などは10分の10の助成でしたし、再建費についても農家負担が6分の1から10分の1ということでもかなり有利な再建をさせてもらったわけです。それを期待しながら様子を見ていたわけですが、少し農家負担が厳しいなというふうに考えているところであります。

そんな中で、国が大規模農家というか、法人などに絞ったということに対して、そこも少し問題だなというふうには思っているのですけれども、その分県が単独で措置して下さったことについては評価をしたいと思います。ですが、もう少し何とかならなかったかなという思いを持っております。

私がお聞きしたいのは、これは繰越明許で3月までに事業を完了しろということではないでしょうけれども、本当に春までに作業が間に合うのかなということでもあります。農家の方々は非常に今苦心していらっしゃるし、JAも対応に苦慮しているようでございますが、その対応は大丈夫かということでもあります。さまざま対応しているし、相談窓口もあるので大丈夫だというふうにおっしゃっているようですが、まずその点をお聞きします。

それから、財源の関係ですが、地方の上乗せ分についての財源措置がどうなるのかということでもあります。これは、国の交付税措置や特別交付税措置がないのかということをお聞きします。

○中村農業振興課総括課長 実際に再建が間に合うのかという一つ目のお尋ねでございますが、今回の支援策はさかのぼり施行もよしとされておりまして、私どもとしましても早期にパイプハウスの再建に着手するよう周知を図っているところでございます。

個別に各市町村を通じて農家さんに来ていただく、あるいは出向いて事業量の要望調査をしながら、順次取りまとめを進めながら早期の着工に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。実際、育苗の段階に間に合うのかということについては、現時点で100%間に合うというものはございませんが、そうはいいましても期待された育苗、水稻の苗あるいは野菜等の苗につきましては、JA間で融通を図るなどの取り組み、再開に支障を来さないように関係機関、団体と連携しながら支援に努めているという状況でございます。

また、財源の関係でございますが、まだ国から正式な交付要綱等は示されておられません。国の資料を拝見いたしますと財源措置に努めるというふうな話が出ております。どの

ような形で措置されるのか、まだはっきりと示されてはおりませんが、そのような方向で国からは示されているところであります。

○佐藤ケイ子委員 市町村と共同で補助をして、国の補助事業を活用できない農家に対応するということ自体は本当にありがたいわけでありましてけれども、この補助率、結局農家負担は30分の16が50万円以下の被災農家、だから2分の1以上は負担しなければならない、それから対象外経費もあるということで、結構な負担額だということをお聞きしています。なぜこういう負担割合になったのか、なぜ平成25年度の割合に近づくような補助割合にならなかったのかお聞きします。

○中村農業振興課総括課長 今般の大雪被害につきましては、過去の大雪被害に比べても甚大な被害というふうに捉えております。被災した農業者の経営再建に向けては、なるべく負担を軽減するよう、過去の災害等も踏まえながら検討を進めてきたわけですが、基本的な考え方といたしましては、国の補助残につきましては県、市町村、農業者がそれぞれ3分の1ずつ負担をするという考え方のもとに補助率を設定して、上乘せの補助を用意させていただいたところでございます。過去の平成25年、平成26年の大雪被害に比べてどうかというお話でございますけれども、県としては最大限農家負担を減らすよう今回の補正予算を要求させていただいたところでございます。

○佐藤ケイ子委員 県としては最大限の対応をされたということでしょうけれども、もう少し頑張ってもらいたいという思いを農家の皆さんは持っていらっしゃると思います。

今後ですけれども、県、市町村の財政を鑑みたときに国の交付税措置なり、そういったものをどういうふうに要望していくのか、その方針をお聞かせいただきたいと思います。

あともう一つ、この被害について、市町村単位あるいはJA管内ごとの被害額の一覧表というのは示されていないわけでありましてけれども、示されていないわけがあるのか。全体としてパイプハウスは、花巻市は何件、北上市は何件、それから何は何件とみんなありますけれども、金額的なものとか、比較できるような資料がないので、提供いただけるのかお伺いします。

○中村農業振興課総括課長 交付税措置の関係でございますが、国の動き、情報等を収集しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○鈴木企画課長 市町村別の被害額につきましては、まだ調査の途上でありまして、はっきりわかった分の積み上げにつきましても、場合によってはもう一度精査を加えたときに、例えばパイプの潰れた本数が違うですとか、まだ上下することが考えられますので、もう少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。

○白澤勉委員 私からも今回の大雪による被害の対応状況について何点かお伺いしたいと思います。

我々自由民主党は1月15日に知事要望を上げさせていただきまして、各党派でもこうした甚大な被害に対しての対策を早急に進めていただきたいと思いますということで、今回このような報告をまとめていただいたことに敬意を表したいと思います。

我々自由民主党では、3点ほど要望いたしましたので、その三つのポイントに絞ってお聞きします。まず1点目に、早急に被害状況を把握して、農家の営農であったり、後継者の再建意欲が減退しないように、しっかりと実態に即した対策をお願いしたいという要望を出しておりました。今回の被害額は36億5,265万円ということで、この被害状況は、どのくらいの把握状況なのか。90%調査した部分での被害額をここで上げていますけれども、雪も解けてきて大分見えてきているのかなと思います。この36億円というのがどの程度の進捗状況による把握なのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○鈴木企画課長 3月3日時点で36億円余でございますけれども、施設につきましては大体そろってきたのではないかとこのように捉えております。一方で2月中旬に暴風雪がございまして、そちらにつきましてはまだ市町村から全ての数字が上がってきているというふうには捉えておりませんので、もう少し時間がかかります。

それから、果樹などの作物関係につきましては、現在農家の方々が圃場、園地のほうに行って剪定作業等を実施しております。その中で、被害となるのか、または技術的に剪定などで解決できるのかというようなあたりの見回りや作業をしていると思いますので、そういったものを踏まえまして、今後市町村から報告が上がってくるものと捉えております。

○白澤勉委員 今回の被害額は過去に比べて、平成25年、平成26年を含めてどの程度の被害規模なのか。先ほど甚大な被害だという答弁ではありましたが、数字的にどのくらい被害額が大きいのか、あるいは過去最大とか、あるいは全国と比べてどのような状況になっているのか、もしわかればお答え願います。

○鈴木企画課長 平成元年以降で見ますと、平成25年度の大雪につきましては、17億円程度の被害となっておりますので、それに比較しましても平成元年以降最大の被害規模だというふうに捉えております。

それから、農林水産省が公表している全国の被害状況につきましては、2月25日現在で119億円余という数字が公表されております。

○白澤勉委員 全国の被害規模の約3分の1ですよ。そして、平成以降最大の被害額というこの状況に対して、先ほど佐藤委員のほうからもありました農家の方々の営農意欲、そこをどう支えていくのかといったところが、まさに県の力が試されているのだと私は思います。

それでお伺いしたいのですけれども、二つ目の要望として、甚大な被害を受けた農業用パイプハウスあるいは機械格納庫、畜舎、特用林産物の施設の早急な再建対策をまず講じてほしい、そして農業用パイプハウスの撤去に対する支援もしっかりと行ってほしいという要望を上げておりました。ここら辺の対応状況というのはどのようになっているのか。そして、現場のほうからは、パイプハウスの撤去について、本当は環境省の有利な事業を使えばということもあるのだけれども、なかなか制度的に使えないというような中で、農林水産部として今の撤去費用も含めて、これで十分と考えているのか、どういう評価をしているのかお尋ねします。

○中村農業振興課総括課長 今回の支援対策は、基本的に国の事業スキームに県が上乗せ補助するという形になっておりますが、パイプハウス、畜舎等の再建、それから修繕、撤去等も補助対象にするというものでございます。撤去に関しましては、環境省の事業もというお話がございましたが、これは被災した農家が一旦集積所に持ち込んで、それを市町村が処理するというふうな環境省の事業スキームでございますけれども、これは積雪深が1メートル以上ないと発動にならない。農林水産部とすれば市町村等の意向も確認しながら、農林水産省の事業スキームで撤去、処分が可能となっておりますので、その事業の促進を進めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 環境省の事業は、御案内のとおり、災害において生活が本当に厳しいような場合の瓦れき処理については有利な支援ということですが、今回はパイプハウスですから、日々の暮らしによる例えば住宅などという話ではないので、ましてや積雪1メートルという基準もあり、該当しないということはわかるのです。ただ、なぜあえて最初に被害額の状況を聞いたかという、平成において過去最大の被害状況に対して、農林水産部としてどういう姿勢で岩手県の農業を守り、支援していくのだというような覚悟が問われているのではないかと思います。

国のほうの基準、スキームに乗っていくのはいいです。ただ、今の危機的な状況において、次の令和3年産の営農に向けて、国の制度はここまでが限界だとしても、県としてここはやっぱり必要だと、少なくとも例えば撤去費用についても踏み込んで支援するのだというような姿勢が問われているのではないかと思います。

前に常任委員会で聞いたときにも、中村農業振興課総括課長からは資材の撤去、建設業協会との連携、ボランティアを募って対応してはどうかという話も聞いているけれども、関係機関とも連携し、しっかり対応していきたいという答弁もありました。そこら辺のお考えを改めてお伺いします。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 今回の大雪の関係でございますけれども、先ほど中村農業振興課総括課長からも答弁申し上げましたとおり、東日本大震災津波以降のときからの分でございますが、国の事業を有効に活用しながら、残った負担の部分について県あるいは市町村、そして被害を受けた方で3等分して負担するというような考えのもとで、過去の平成25年の大雪災害のとき、それから今回も事業スキームを組んでおります。今回国の事業について、平成25年と同じような事業で発動されるよう、県では要望を続けてきたところですが、残念ながら10分の3というような事業の発動ということで、それにあわせた形で事業スキームを組ませていただいたところでございます。撤去スキームなどにつきましても、先ほど佐藤委員からお話がありましたけれども、国事業に県と市町村で上乗せ補助するというような形をとっておりまして、この中で撤去費用の分も上乗せ補助するという形の中に組み入れておりますので、有効に活用していただきながら、生産者の方には営農意欲を持って引き続き頑張っていいただければと考えているところでございます。

○白澤勉委員 いずれにしても、スピード感がすごく大事になってきておりますし、10年前のあの日あのとときの災害の対応のように、瓦れき処理が進まないと次の未来に向けての希望が持てないというような心理的な負担が出てまいりますので、そういった部分においても業界等とも連携しながら、ぜひぜひ進めていただきたいと思います。

そして3点目、きのうも工藤勝博議員の一般質問で、施設の構造についての強靱化というところの答弁もございました。我々も技術対策とか施設構造の強靱化支援も求めておりました。そして、何よりも営農指導の強化についてもお願いしておりましたので、今後の対応をお聞きしたいと思います。

○中村農業振興課総括課長 パイプハウスの再建、これにつきましては原形復旧ということのみならず、補強の取り組みも今回補助の対象とさせていただきます。

また、今回の自然災害とは別に、通常の既存のパイプハウスの補強といったものも、独自の事業メニューがいろいろ用意されているところでございますし、きのうも話が出ましたけれども、パイプハウスの補強マニュアルといったものも今回作成して農家等に配布させていただいたところでございます。いずれにしても、こういったマニュアル等も活用しながら、災害に強い、災害に負けないような施設の整備等を進めてまいりたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 営農指導についての御質問がございました。今回被災しました地域を担当いたします農業改良普及センター、これはただいまJAの指導機関と連携をしながら、被災した農業者の営農継続の意向を確認しつつ、具体的には例えば水稲をどうしようか、あるいは潰れた野菜をどうしようか、雨よけハウスが間に合わない場合、野菜の作型をどうしようか、そういったような具体的な相談があるようでございます。それらにつきまして一つ一つ対応しながら、離農とか、経営を諦めるということがないように、この春の営農再開に向けていろいろと相談に当たっているところでございます。

なお、それらにかかわる具体的な技術指導につきましては、農協の販売指導、販売方針といったものもありますので、綿密に情報共有しながら進めているところでございます。

○白澤勉委員 最後にいたしますが、オリジナル品種というか、フラッグシップ米の金色の風や銀河のしずくの育苗への影響というのは心配なさらず、ちゃんとやっているよというような状況なのか、そこら辺を聞いて終わりたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 水稲の育苗に関してでございますが、まずは農家の意向を把握することが一番だということで、1月末までに全戸の農家の意向を把握いたしました。その結果、自分が水稲ハウスを建て直して育苗したいという農家が非常に多くいると。ただ、そのことを信じて、建てるだろうと思ってしまいますと、途中でできなかったということも考えられますので、その辺を十分に把握することが大事だということで、今盛んにその状況を把握しながら、対応策としましては近隣の農協でできるのかとか、あるいは育苗のコストを少なくする技術をつくるのか、そういう部分できめ細かく指導しているところでございます。

○田村勝則委員 私のほうからは、まとめて3点質問をいたします。

まず、ただいまいろいろと議題になっておりましたが、大雪被害対策についてであります。私どもの会派で話し合いをした中で、支援策を早急に打ち出していただいたことについては敬意と感謝を申し上げるというような意見でございました。私もそのように感じております。

そういう中で、いろいろな課題についても今お話が出ておりましたけれども、私が考える課題が二つあります。一つは、パイプハウス等の撤去作業等のマンパワー不足が心配されるのではないかとということでございます。このマンパワー確保策、県としてどのような対応をお考えかお伺いをします。

続いて、今後の対策も重要であるわけですが、国では農業共済に入ることも推奨しているということがございます。当県は共済加入率が決して高くない。例えばいただいた資料によれば、最低では加入率が38.6%というところもございます。ばらつきはあるわけですが、都道府県によっては共済に入りやすいような独自支援策などを設けているところもあるということでございます。本県でも対応を考えるべきと思いますが、お伺いいたします。

続いて、輸出拡大の取り組みについてお伺いいたします。畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助が予算の中に入っておりますけれども、農林水産省は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で掲げた重点27品目のうち、牛肉など23品目で主に輸出向けの生産に取り組む353産地を選んでおります。その中に、岩手県からは牛肉、これは株式会社いわちく、そしてリンゴ、米は全域を対象とした3品目ということでありますが、牛肉に関しては2月補正の中に新規で盛り込まれているわけですが、本県の牛肉輸出量をどの程度に拡大していく予定であるのか、その目標値などが予定されているのであればお示しをいただきたいと思っております。

リンゴと米に関してですが、県として、国の今回の動きに対応した新たな方針を立てるべきであると思っておりますけれども、戦略としてどのように対応していくのかお伺いをいたします。こちらの計画がしっかりして、農林水産大臣がそれを認可するというような流れであったと思っておりますので、どう対応していかれるのかお伺いをいたします。

続いて、県産木材の利用促進についてですが、今回も林業経営体能力向上支援対策事業が新規で予算化されているわけですが、コロナ禍の中で木材需要の停滞は非常に大きいわけですが、そういう中で、県としてもしっかりとこれに対応した対策を立てて、今回新たに県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援することを新年度予算の中に計上しております。非常にいいことだと思います。当会派の千葉盛議員の一般質問の中でも、この事業は都道府県レベルでの実施例は少なく、移住、定住の促進にもつながる先進的な取り組みと考えているというような答弁がなされておまして、期待するところも非常に大きいのだらうと思っております。

そこで、具体的な支援の内容として、戸数が示されておりますけれども、どのようにし

て広報していくのかということをお伺いいたします。

さらに、いわて木の家ナビポータルサイトの閲覧数はどういう状況であるかということでございます。せっかくの支援策の情報が当事者に届かなくては、効果が薄れるということがございます。そういう意味で、どのような状況であるかお伺いをいたします。あるいは、盛岡広域振興局で作成された冊子も工務店等には配布されているのだらうと思いますが、現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

もう1点ですが、県民に対して県産木材利用を積極的に提案しようとする建築士や工務店等をいわて森の棟梁として登録し、今サイトを見ると登録者は56となっていますけれども、登録している事業者の方々のこれまでの新築やリフォーム等の実績はどのようになっているのか。そして、そこが大きな起爆剤になる、拠点になるのだらうと思いますので、その点についてお伺いをいたします。

○中村農業振興課総括課長 大雪被害からのマンパワー不足についての対策でございますが、現在JAグループ、具体的に言いますとJA岩手県中央会のほうでは、県央部あるいは県北部のJAの職員でありますとか、あるいは若手の生産者で組織しますJAの青年部、あるいは認定農業者等が現地に行って、被災したパイプハウスの撤去等を応援するための調整を進めているというふう聞いております。

また、今事業要望の取りまとめであるとか、生産者に聞き取り調査をするなど、広域振興局、市町村、JAが一体となって連日のように会議を開きながら、再建の方法、あるいは人手不足も含めた情報を聞き取りながら、きめ細かに対応しようというふうな動きをしておりますので、県といたしましても関係機関、団体と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

○菊池団体指導課総括課長 農業共済の加入率の関係ですけれども、掛金について補助を行っている県もございまして、ただそれは熊本県1県だけというふう聞いております。そのほかに収入保険のほうですと掛金の補助は3県が行っております。そのほかに、市町村が独自に掛金の補助を行っているところは結構あるわけですが、県としてもその辺の状況を見ながら、収入保険につきましては農業共済など、県でも加入推進を図っておりますので、その収入保険の加入とあわせながら、その辺についてできるかどうかというあたりを考えてまいりたいと思います。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 輸出につきまして2点ほど御質問をいただいております。

まず、牛肉についてですが、先ほど委員がお話しになりました農林水産省の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略、この実行に向けて今般の三次補正で国から示された事業を活用し、畜産物輸出コンソーシアムに対する事業費ということで御提案をさせていただいておりますが、この事業は県産牛肉の輸出拡大を促進するため、生産者、食肉処理施設、輸出事業者等が連携をいたしまして、生産から輸出まで一貫して輸出促進活動に取り組む体制をまずもって整備し、海外でのプロモーションなどを行う活動を支援すると

いう事業でございます。

それで、輸出目標ということでありましたが、国から示された事業の実施要領を見ますと、このプロモーション活動を行う輸出先国での輸出額をおおむね60%以上増加するという要件がございます。本県におきましては、この事業の実施に向けて官民一体となってこれまで輸出拡大に取り組んでまいりました、いわて農林水産物国際流通促進協議会を実施主体にして進めていくことで今調整をしております。その折に、輸出の目標につきましても関係の皆様方と検討しながら計画を策定することにしておりますので、その段階におきまして、しっかり目標値を設定して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、リンゴと米についての今後の方針ということでございます。先ほど牛肉のお話をいたしました、今後輸出拡大に向けてリンゴと米も先ほど御紹介いただきましたように国の重点産地ということで位置づけを頂戴し、進めていきたいと考えておりますが、まず輸出先国の市場のニーズに対応したロットを確保することでありますとか、輸出先国の求めるさまざまな規制に対応した生産加工体制を構築するということが必要になってまいります。

まずもってリンゴでございますが、今年度、いわて農林水産物国際流通促進協議会におきまして、官民一体となって海外市場から求められる品質等に対応したリンゴの産地づくりを進めるため、国の事業を活用し、グローバル産地計画というものの策定を進めております。ニュースなどでも報道いただいているわけですが、今後はこの計画に基づいて、カナダあるいは米国といった新しい市場の開拓、それからこれまでも輸出を進めておりました有望市場であるタイや台湾といったような市場に向けて、戦略的なプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

そして、米につきましても、ただいま申し上げましたが、グローバル産地計画を令和3年度に策定するというところで準備を進めているところでございます。米につきましましては、主な輸出国となりましたシンガポール、アメリカということになりますが、今まで築いてきた流通関係者との強いネットワークをさらに強固なものにし、輸出先国の規制であるとか、市場から求められる品質等へ対応するためにリンゴ同様、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋林業振興課総括課長 県産木材の利用促進についてということで、新たに予定しております、いわて木づかい住宅普及促進事業の具体的な支援内容等についての御質問でございました。住宅の新築につきましては、県産木材を5立方メートル以上使用した場合、使用量に応じまして補助する基本額にJAS製品等を使用した場合や、次世代木材利用創出加算として18歳未満の子供がいる世帯に対して加算をするなどによりまして支援をするところでございます。

さらに、県土整備部が所管いたします住みたい岩手の家づくり促進事業のほうで省エネルギーでありますとかバリアフリー、こういった基準を満たす場合に補助がございます。当該事業とあわせまして支援額は15万円から最大100万円を助成する制度というふうに考

えています。

続いてリフォームについてでございますが、県産木材をこちらは0.15立方メートル以上使用した場合を基本とし、同じく加算がありまして、支援額は10万円から最大45万円を助成するというものであります。

支援戸数についてのお尋ねであります。新築につきましては、これは最大額助成した場合ですが、県産木材を利用した場合は130戸、うち次世代木材利用加算分、こちらは100戸を予定しております。また、リフォームにつきましては、県産木材を利用した場合は20戸、同様に次世代木材利用創出加算分、こちらは10戸を予定しております。

次に、事業の広報についての御質問であります。住宅建築に携わる設計士や工務店、林業関係者向けの事業説明会を3月下旬に県内4カ所で開催する予定としておりまして、事業の円滑な導入に努めることとしております。また、加えまして本事業の対象となる県内に住宅取得を予定している県内外の施主の方々に向けましては、4月からですが、新聞、テレビCM、ウェブ等を通じました情報発信によりまして幅広く広報を展開し、周知を図ることとなっております。

次に、いわて木の家ナビの閲覧数ということでございました。県産木材の利用を積極的に提案しようとする建築士や工務店等の皆さんの情報でありますとか、県産木材を活用した住宅建築の助成制度情報をホームページに掲載しているものでございます。こちらの閲覧数は、令和2年4月から令和3年2月末までで、2万5,061件となっております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、4月から11月までの閲覧数が大きく下がったところでありまして、去年の6月にスマートフォン対応ということで少しサイトをリニューアルいたしまして、ウェブ広告を実施して誘引というのでしょうか、そういった広告を実施しましたところ、令和3年1月から2月におきましては前年を超えるような閲覧数に回復しているところでございます。今後ともそういった広報に努めたいと思っております。

支援策の周知につきましては、これまでも本ポータルサイトに県産木材を使用した際の助成制度を掲載しておりますけれども、新たに開始するいわて木づかい住宅普及促進事業につきましてもこちらに掲載し周知していきたいと思っております。

また、盛岡広域振興局が作成した冊子ということで、令和元年9月にI W A T E 県産木材DESIGN BOOKというものをB5判でつくっております。こちらの作成目的が工務店や設計事務所の方々が施主に対して説明するためということで、300部限定でつくったということで、今現在は全て活用しておりまして在庫はない状況ということでございます。

県といたしましても、今年度新型コロナウイルス感染症対策もありまして、県産木材を活用した建材あるいは家具などの木製品のパンフレットを2種類、合計6,000部つくっております。こちらのパンフレットなどの配布でありますとか、ポータルサイトへの掲載ということで、広く県民の方々に木材利用の情報を発信していきたいと思っております。

最後に、いわて森の棟梁についてでございます。いわて森の棟梁は、平成 22 年度から登録を始めておまして、令和 3 年 2 月末時点の登録数は、委員御指摘のとおり 56 事業所、ホームページのとおりでございます。また、いわて森の棟梁によります県産木材を使用した住宅の建築実績につきましては、昨年 12 月に登録事業者の皆様年間どれくらい着工されているのかということをお聞きしましたところ、31 事業所から回答がございまして、これらの合計で見ますと、新築につきましては年間 84 棟、リフォームにつきましては 70 戸で実施しているということでありました。

3 月の説明会には、これらの工務店、設計者の方々にぜひ参加をしていただきまして、これから中心的に県産木材を使った住宅を建てていくということですので、こういった方々とも連携しながら事業の推進を図ってまいります。

○田村勝則委員 簡潔にお伺いをしたいと思います。

1 点目の質問であります、農業共済の関係ですけれども、こういう状況がないにこしたことはないわけですけれども、また訪れるということも当然あるわけでございますから、しっかり県としても改善できるところはいろいろな関係者と協議を進めながら、農家のためになるような施策を施していただければというふうにまず要望しておきたいと思えます。

輸出産品でございますけれども、株式会社いわちくは、あのとおり拡大して、最初に牛肉をアメリカに輸出してから順調な推移をしているということで、国にも認めていただいている中だと思えますが、今回こういう施設を整備するに当たっては、これ以上の施設整備をしなくても輸出には万全の対応ができるのかどうか、その辺のことについてもう一度お聞きをしておきたいと思えます。

次に、木材利用でございますけれども、新年度から特命課長を配置するというようになっております。県としての意欲も非常に感じられるところなわけですけれども、私も職業柄、現場の声をお聞きしましたら、この事業についてはまだわかっていなかったというところがございます。3 月下旬から説明をしていくということですが、恐らく説明会の中でいろいろな要望も出てくるのだらうと思えます。しっかりと現場の声を受けとめていただいて、最大 130 戸、しっかり事業化しているわけですから、県としてのすばらしい取り組みですので、ぜひ効率的に事業が前に進むように取り組んでいただきたいと思えますが、改めてその点のことについてお伺いをして終わりたいと思えます。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 株式会社いわちくの輸出に係る施設についてのお尋ねでございました。

現在、株式会社いわちくでは 12 の国、地域に対する輸出の認定工場ということで受けております。牛肉につきましては、香港、アメリカ、そして台湾が主な輸出先国、地域ということになりますが、そちらも当然認定を受けているところがございます。今後も輸出先国に合わせて、しっかりそうした衛生管理も含めて対応ができるように進めていけるよう、私どもも株式会社いわちくと一緒に進めていきたいと思えます。

○高橋林業振興課総括課長 木材の利用促進につきましては、おとし議員提案でつくっ

いただきました岩手県県産木材等利用促進条例を受けて、昨年、岩手県県産木材等利用促進行動計画を策定したところでございます。こちらに数々の課題がございますので、組織的な評価とあわせまして、さまざまな木材の利用促進の施策を打っていきたいと思っておりますし、当該事業は新規事業として来年度の目玉になりますので、県民の方々の声を伺って、運営に当たりましても県民の皆様の利便に供するようにさまざま工夫をしながら、事業の効果を最大限発揮してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** きょうは補正予算の関係ということですが、当初予算に対して実際の執行率はどの程度になっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○**鈴木企画課長** 執行率というお尋ねでございます。済みません、今すぐお答えできませんので、少しお時間をいただきたいと思います。

○**工藤勝博委員** 私も何年かお世話になってはいますが、かなりの分野で令和2年度の事業残が多いなと感じました。例年と比較してどうなのでしょう、確定した数字だろうと思いますので大変気になっています。それから、特に主要な事業を計画したのに残が多いということもあると思うのです。先ほどの説明の中でも途中で事業計画を取り下げたという話がありました。その辺をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○**大畑副部長兼農林水産企画室長** 令和2年度当初予算の編成におきましては、特に国庫補助事業等につきまして、生産者の皆様、それから市町村等を通じまして要望をお聞きいたしまして、県の予算に計上をしております。要望をお聞きするに当たっては、生産者の意向ですとか計画といったところをヒアリングしながら検討するわけですが、最低限生産者の要望等を踏まえて予算計上はしております。

一方で、2月補正予算で畜産、木材など林業の関係で補助事業が大きく減額となるところもございます。これらにつきましては、当初事業を計画していたものの、今後の見通し等を踏まえてちょっと難しくなったとか、あるいは事業実施主体の資金の関係等もあってなかなか今の段階では実施が難しいというようなものもあったりして、今回2月補正で実施できない分を落としたというものが大きく数値としては見えているということになります。

○**工藤勝博委員** その状況は理解しますが、特に令和2年度は春から新型コロナウイルス感染症の状況ということもあって、いろいろな事業も恐らく制約があったのだろうと感じております。それらの影響もあるのか。

そして一番気になるのは、農家が新たな投資をしていかないと前に進むような経営ができないと思っているのです。ですけれども、例えば農業近代化資金とか、そういう資金需要もどんどん減っているということになると、農家も設備投資がかなり少なくなっていくと思うのです。よく畜産クラスター事業では、大規模化になって意欲的に取り組んでいる方もあります。そういう方向に進めていかないとどんどん先細りになる。このコロナ禍をきっかけにもうやめようかなという方も恐らく出てくるのだと思います。そういうのは逆に引き上げるような形に持っていかないと、せつかくの事業を立てても、あるいはまた国

庫補助があったとしても農家が意欲をなくするという状況だろうと思いますので、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○米谷畜産課総括課長 畜産クラスター事業の関係で御説明させていただきます。

計画の内容につきましては、令和2年度当初予算の中で、事業に取り組む12主体から施設整備の要望がありました。その中で、当初予算で25主体分の予算を組んだわけですが、その中で11主体から今年度になってから事業費を返還したいという話がありました。その理由は、土地の関係で施設用地の調整がなかなか難しいという理由もあったのですが、実際にはお子さんが新たに経営参画をするということで、当初要望していたときよりももうちょっと規模を大きくしたほうがいいのではないかと、それで事業を1年以降延ばしたいというお話、それから法人化をするということもあり、そうすると法人化するに当たっての経営規模としてはもうちょっとあったほうがいいのかなど、前向きな計画の見直しということもあつて事業費を下げているというものもございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響云々ということもありましたけれども、今回事業費を落とす段階の中では、新型コロナウイルス感染症の話は聞こえてきておりません。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 若干抽象的なお答えになりますけれども、畜産分野では畜産クラスター事業、それから園芸分野ですと産地パワーアップ事業、それから農業機械などの導入ですと、農業振興課のほうで所管している担い手総合というような形で、ハード事業はいろいろあるのですけれども、実行ベースで見ますと予算のつき具合が大体80%だったり、あるいは県単独のマスタープラン事業ですと充足率が60%ぐらいということで、まだまだ生産者の方の投資意欲を十分満たしているというような状況にはないものですから、毎年度国に対して要望させていただいているところでございます。

また、補正のたびに減額というのも出たりはするのですけれども、それについては事業の実施の詰め部分はまだ具体的に工事着手するまでに至っていないということで、一旦保留にして経済対策のような、次の事業に乗りかえる、あるいは次年度に繰り越しして、そのときに実施するというような動きでやられていますので、そういった形で生産者の方の要望をカバーするというような動きになっておりまして、その都度の予算額も増額だ、減額だというようなことではなくて、若干長期スパンの中で生産者の方の要望を吸収して対応しているというような状況になっております。

○橋本林務担当技監 先ほどの説明の中で、林業関係施設の大きな事業の推進の関係でお話がありましたが、それについて若干説明いたします。木材加工施設の関係ですが、事業実施予定者から要望を受けまして、いろいろ実施に向けて準備を進めてきたところですが、木材の需要の関係が変わったということもあつて、事業実施予定者のほうから少し事業を仕切り直ししたいというような話が来まして、今回減額ということになったわけですが、いずれ仕切り直しですので、再度また計画を考えていきたいというような話も事業実施予定者からは聞いていますので、今後もしっかり対応していきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** きのうの一般質問でも農業センサスのことで規模が大規模化になっているということをお聞きしました。これからの岩手県の農業を考えた場合に、当然そういう方向に行くのだらうと思います。そういう中で、いろいろな事業を提案しながら、またそれによって担い手も当然ふえていくと思いますし、ちょうど今世代交代の時期に入っていると思っています。農業ばかりではなく、商業も工業も戦後立ち上げた世代が次の後継者に代わりするという、ちょうどそのタイミングなのです。それらを踏まえると、逆にいいチャンスが来ているのだらうと思います。それらを支えるためにもいろいろな形で提案しながら、それぞれの地域の農業基盤をしっかりとつくっていただければいいなと思っていました。

きのう、おとといですか、大分県でネギの100億円産地をつくるのだと、単品で100億円つくるといのはなかなか難しいだらうと思いますけれども、そういう方法を示すことによって、農家もやってみようかなという意欲が出てくるのだらうと思います。岩手県でも1億円のタマネギとかニンニクでしたか、やっぱり桁が違います。もうちょっと大きなスパンで、最低でも10億円とかやらないと。

隣の秋田県では、今までほとんど園芸に力を入れていなかったのが、ここ数年であつという間にそういう産地が出てきています。それは、やっぱり県を初め関係者がやろうとすれば、そういう実績が当然上がってきます。秋田県では約500億円近くが園芸品となっています。それこそ秋田県能代市のネギ、そういった産地ができるのですから、岩手県でもぜひそういう方向で頑張っていただきたいと思います。

○**鈴木企画課長** 先ほど工藤勝博委員から御質問のありました執行率についてですけれども、正確なところで何%というようなお答えはしかねるのですが、まず当初予算につきましては840億円余でございました。それが12月補正までで864億円ということで増額になっております。その後、今回提案させていただいております補正予算案で909億円になりますので、さらに増額という形になっております。ここで45億円増額になりますが、これはこれまでの執行状況、それから今回の経済対策等を含めた執行見通し等を踏まえまして2月補正予算として計上させていただいております。

したがいまして、執行率につきまして今明確にお答えすることはできないのですけれども、不足のないように取り組んできているということでございます。

○**山下正勝委員** 私も大雪被害の関係で、パイプハウスのことについてお聞きします。

農業用ハウスの資材をメーカーから取り寄せるという話だったのですけれども、まず先にパイプハウスをつくっているのは全国で3社しかないみたいなのです。メーカーで言うと、丸一鋼管株式会社、これは私ちょっとわからないのだけれども、北上市に加工センターがあるみたいで、同じメーカーかどうかわからないのですけれども、あと大和鋼管株式会社、それから渡辺パイプ株式会社の子会社で株式会社新三興鋼管というのがあります。これが何かといえば、パイプハウスは特殊なのです。農業用ですから、普通の足場パイプよりは細いのでつくっています。岩手県、青森県、北海道の業者の営業マンに正直なとこ

ろを聞きましたら、曲げるほうの加工会社には材料がないそうなのです。青森県では12月に直管、真っすぐのものを頼んでおいたのですけれども、まだ入っていませんということで、これは大変だなという話だったのです。岩手県の業者から相談を受けて、青森県、北海道のほうまで営業をかけているけれども、全国的に需要が多いということで、メーカーは言いませんでしたけれども、岩手県の業者は5月から6月ごろにしか入らないという話なのです。では、どうするのかという話をしたら、まず水稲農家の育苗用ハウスは先にやりたいと。後から恐らく県南地域のほうで園芸作物、恐らくナスとかキュウリ、ピーマンをやっているところがあるのです。そういうのは後回しかなという、これは私の考えですが、そういうふうに思っていました。

その対応は、皆さん方が心配していることなのですけれども、私はそれ以上に心配しているのです。これは大変なことだと思っております。まず先にその辺の情報が入っているでしょうか。

○佐々木農産園芸課総括課長 パイプハウスの資材の関係でございますが、これにつきましては国のほうで全国各ブロック、東北ブロック、各県で共有会議、メーカー、それから県、JA、そうした部分での情報共有会議を開催しながら、できるだけ確保できるよう要請をしているところでございます。県におきましても、各メーカー、資材メーカー等々に対しまして、資材の確保等については御協力をお願いしたいというような要請をしているところでございます。

いずれにしても、県としては、県内だけではなかなか確保できない可能性もございますので、全国的な調整の中で資材メーカーのほうに早期の確保等々をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○山下正勝委員 全国的ということですから、前々からパイプハウスの資材が不足するという話は聞いていました。

それで、青森県の業者がもう12月あたりから、4月1日から2桁台、私が確認したら恐らく10%以上かということでしたけれども、値上げするという通告が出ているそうなのです。今こうしてトータルで36億円の補正予算を組んでいますが、恐らく4月以降に単価が上がると思うのです。また補正予算を組めばいいという話になるかもしれないけれども、そういった場合に農家負担がふえて、また心配なことが起きるなと思っています。恐らく供給も間に合わないし、加工屋さんに来ればすぐ加工するかもしれないけれども、私は値上げという言葉をちょっと心配してしまして、そういった場合はどういう対応になるのでしょうか。

○中村農業振興課総括課長 パイプハウスの資材不足に伴う価格高騰についてでございますけれども、県とすれば十分な予算を確保したということでございますが、実際にそういった形で価格が高騰し予算が不足する場合、当然生産者の負担も強いられるわけでございますので、そういった際には必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

○山下正勝委員 当然農家は、負担金が大体幾らぐらいになるか計算していると思うので

す。そういった場合に県としては気を使って、10%の値上げ分は県で負担するとか、そういったことをもう少し考えるような対応も必要かと思えます。

それでもう一つ、前から言っているのですけれども、やっぱりこういうのが出てくるのです、パイプハウスは特殊ですから。足場パイプ用にもいろいろ規格とかはあると思うのですけれども、工業関係もあると思うからもう少し考える余地はあると思えます。岩手型としてこれはやっていかないと、青森県なんかはとっくにやっているのです。青森県は青森県の考え方だそうなので、岩手県はやっぱり国に要望して、こういうことがありますので、お願いする必要があると思うのですけれども、その辺はどういう考えでしょうか。

○小原農業普及技術課総括課長 足場パイプを活用することで、そういった不測の事態へも十分に対応できるのではないかという御意見かと思えます。過去に足場パイプを活用して農業用施設ハウスを建設できないかということ国が主体で研究したことがございます。それにつきましては、一定程度、建設マニュアルみたいのところまででき上がったものはございますが、ただし風への耐性とか、積雪といったようなところに、これまでのパイプハウス、あるいはちょっと強化されたパイプハウスと比較してどこまでいけるかということ、まだ十分ではないのかなと思っております。

いずれにせよ、委員から御提案があった足場パイプ等を活用するような農業用への転用といったようなものについて、知見がないことはございませんので、さらに掘り下げながら現場に提供できるかどうか研究してまいりたいと思えます。

○山下正勝委員 10%の値上げの部分はどうでしょうか。

○中村農業振興課総括課長 なかなか答えにくいのでございますけれども、10%の値上げというのは、国のほうでも必要に応じて予算措置していますし、我々県としても十分な措置をしたというふうに考えております。

○関根敏伸委員 それでは、大雪のことを私からも1点聞かせてください。

まず、県の対応については私のほうからも御礼申し上げたいと思えます。補正の全容が決まる早い時期から、こういう期待についてメッセージを発していただいたと。生産者の方々にとっても大変勇気の出ることだったのではないかなというふうに考えています。

そんな中で、1点だけですけれども、国の制度に関係して県と市とで対応していくということなのですけれども、その中で補正予算に組み込まれている16億4,400万円、この根拠を細かく示していただきたいと思うのです。

まず、被害の全容については明らかになっていますが、被害農家の戸数等は把握をされているのか。その上で県がこれから示そうとしている3パターンの支援策があるわけですが、まずその被害農家のうちの1パターンに当たる、いわゆる中心的経営体、支援を受けられる農家がどの程度いるのか。それから2パターンの3戸以上の農家が組んで要請をしていくパターンで、どの程度農家がいるのか。そして、3パターンでそこから漏れる被害農家をどの程度見込んで、そこに対してどの程度の利用を見込んで積み上げているのか、詳しく教えていただきたいと思えます。

○中村農業振興課総括課長 今回の補正予算案に 16 億 4,000 万円余の予算を計上しているわけですが、具体的にそれぞれの事業のパターンごとの積算というのは、県の補助率が 30 分の 7 ということでほぼ固定をしております。どのような形、パターン分けされるのかというのは、当初予算の積算を考えたときに詳しくは分析できない状況でありましたが、いずれにしても 30 分の 7 の予算を措置するという基本的な考え方がございましたので、被害額、進捗状況等を踏まえながら大まかな全体の事業費を想定いたしまして、その中で県の補助率となる 30 分の 7 相当の、あるいは市町村や国の事業の補助率等も含めて、その中で全体として積算を立てたところでございます。

○関根敏伸委員 農家戸数の見込みはいかがですか。

○中村農業振興課総括課長 被害棟数は、今回の被害状況にもよりますが、パイプハウスで 3,000 棟は超えると見込んでおりますので、それを基本にしております。

○関根敏伸委員 農家戸数、被害農家戸数は。

○鈴木企画課長 市町村、そして広域振興局を經由して農林水産企画室のほうに来ている報告には農家戸数は含まれておりません。今後支援事業を実施するに当たっては、市町村が実施主体という形で進められるということですので、市町村のほうで個別の農家を把握するという形になります。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 若干補足させていただきますけれども、災害調査ですので、災害を受けた件数というふうな形で把握しますので、一義的には農家の数というような形での把握はしないのですが、事業を実施する中で事業申し込みというような形で精査していく、その途中だということでございます。またどの事業に何人ぐらいが張りつくのだということについては、基本的には中心経営体というのは今回 10 分の 3 というような事業を使えるという国のアナウンスにはなっているのですけれども、今市町村のほうで地域農業マスタープランの実質化というふうな取り組みを進めていますので、そういう中でまだ中心経営体に位置づけられるような方については、そういった位置づけも考えてくださいというようなことを市町村にお願いして、なるべくこの 10 分の 3 の国の事業が使えるようにというような誘導も行っています。また 2 分の 1 の県予算を通らないような真ん中のほうのタイプについては、J A 等が事業主体になった場合に補助対象になり得るといったようなスキームになっておりますので、中心経営体でない方については、J A 等が例えば補助の事業主体というような形になって国の事業に参画するというような形のものについても今現場のほうで調整を行っておりますので、極力国の事業を活用できるように動いているという状況でございます。

○関根敏伸委員 確かに県の補助がどのパターンであっても総額的には 16 億数千万円という金額が出てくるのかなと思います。被害農家の戸数は明らかにはならないわけですが、被害の全容が今後 90% 以上進捗をしてきた場合にも、全ての農家が何らかのパターンで支援を請求したとしても、十分な補正予算額が積み上がっていると、このように理解すればよろしいのでしょうか、お伺いします。

○中村農業振興課総括課長 十分な予算を積み上げているというふうに思っております。

○関根敏伸委員 わかりました。理解をいたします。その中でやはり心配するのが、先ほど来ほかの委員からも質疑されていますが、営農意欲ということですよ。特にこの3パターン、これは県と市が国にないものを積み上げてつくっていただいたということで、ありがたいことなのですが、1と2に漏れてしまう今回の被災農家というのは相当数出てくるのかなというふうに思っています。新型コロナウイルス感染症があつて、大雪があつて、特に米については価格が今年度非常に不透明な中で、営農意欲の維持というのが非常に難しい時期なのではないかなというふうに考えています。この3のパターンに当てはまるような、小規模農家になるのだらうというふうに思いますけれども、こういった方々へのさまざまな財政的な支援と同様に、精神的な営農意欲を維持させるための県の今の取り組みの方法をお示しいただきたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 現場では雪が解けてきて、いよいよ春作業が近くなってきて、これまで農家さんは悲嘆に暮れたところから次のステップ、次のステージ、営農回復への気持ちの切りかえの時期かと思っております。そういった中で、農業改良普及センター等々に寄せられる言葉の中で、やはり特に園芸のほうにつきましては、潰れてしまったものは仕方がない、しかし残ったところでしっかりと収益を確保したいというようなお話もあります。そういった方々が仲間とともに来年の営農計画、部会等々の活動の中で動いておりますので、技術的なサポート、あるいは先ほど来話のありました、こういった助成があるのか、その活用方法といったようなものも農業改良普及センター、あるいは特に市町村、農協が中心となって情報提供しております。そういった動きを通じながら、農家さんが希望を持って営農に取り組めるような、そういった取り組みをそれぞれより一層強化をしていきたいと思っております。

○高田一郎委員 工藤勝博委員から減額補正の問題について質問がありましたので、私もそれにかかわって質問したいと思います。

具体的にお聞きいたします。いわてニューファーマー支援事業費は1億円以上の減額補正となっております。大畑副部長からは予算措置の考え方として、生産者や市町村の要望を踏まえて予算措置をするのだというお話がありましたけれども、事業費の確定に伴う減額補正ですから、それ以上のものはないと思いますけれども、余りにも減額が大きいのではないかと思います。その減額の理由と、そもそも県もやっぱりある程度目標を持って予算措置をしたと思うのですけれども、予算措置の考え方について伺いたいと思います。

それから、二つ目はいわての食財戦略的海外輸出展開事業費、これも1,500万円ほど減額されております。この理由についても伺いたいと思います。先ほど田村委員からも質問がありました牛肉、リンゴ、米などを中心に海外戦略を展開している、ここに岩手県も力を入れているということでしたけれども、世界的な新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で食糧政策も今後大きく変わっていくのではないかなというふうに私自身見ております。この1年間輸出戦略に取り組んできて、成果と課題、そして新型コロナウイルス感

染症問題で輸出戦略に影響がなかったのかどうか、この点について伺いたいと思います。

三つ目は、鳥獣被害防止総合対策事業費も6,000万円ほど減額補正措置されております。これについて、市町村あるいは生産者からも鳥獣被害対策を求める声が大きく出ているのですけれども、このような減額補正となった要因について伺いたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 いわてニューファーマー支援事業費が大幅に減額になっているというこの御質問でございました。この減額の1億500万円余の中のそのほとんどが交付金といったようなところになっております。この事業につきましては、過去にちょっと不足があったというようなこともございまして、令和2年度の要求につきましては、こういったことはもう起こしてはいけないということで、市町村からの見込みも含めての積み上げで予算要求をさせていただいたところでございます。残念ながら、かなり大きく予算要求をさせていただいたのですけれども、その実績におきましてはやはり見込みの積み上げに対して実績がやや届かなかった。あとは、交付金には準備型と経営開始型があるのですけれども、経営開始型のほうで計画を前倒しで達成してしまったということで、要するに交付額が減額するということで実質の支給額が減ったというようなこともございます。御指摘のとおり大幅な減額にはなっておりますけれども、考え方とすればそういった手を挙げられる方々にしっかりとこういった交付金が渡るような形で当初予算も組みたいと思っております。ただ、国からはちょっと盛り過ぎではないかというようなことはございますけれども、いずれにせよ考え方とすれば希望される方々にしっかりと予算が回るような形で予算額を確保したいというような形で取り組ませていただいております。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 このコロナ禍における輸出の状況ということでございます。そしてまた課題、今後の取り組みということもあろうかと思いますが、重点品目でございます。先ほども御答弁を申し上げました、牛肉、リンゴ、米についてかいつまんでお話をいたしますと、いずれも輸出の実績につきましては前年と同様か、それ以上の輸出実績となっております。その要因を分析いたしますと、国内市場同様、海外市場も巣ごもり消費といいましょうか、外食を控える傾向があり、またデリバリーも含めたテイクアウトということで、インターネット通信販売による食料、食材の調達といったような傾向がございます。そうした傾向から、海外の市場におきましてもそうした家庭内での事情に向けたこと、あるいはデリバリーを含めたインターネット通信販売の動きで、最終的には輸出の実績とすれば、先ほど申し上げたように昨年同様、もしくは品目によっては増加の傾向にあるということでもあります。

そうした中で、減額になった理由でございますけれども、渡航が制限されておりますので、私どもも直接出向いてのプロモーション活動が難しい状況でございまして、プロモーションに係る経費が減額になったということでございます。具体的にはカナダを予定しておりましたトップセールスに係る経費の減額ということでございます。

今後の課題ということでございますが、冒頭でお話ししたように、海外の市場の動向をしっかりと把握しながら、重点品目を中心にしっかりと計画を策定して、その実行に向けて取

り組みを進めていきたいと考えております。

○中村農業振興課総括課長 鳥獣被害防止総合対策事業費の減額でございます。前回の委員会でも鳥獣被害について説明させていただきました。年々被害の拡大が進む中で、国の交付決定額に伴う減額補正ということであります。例年国に対して被害の拡大に伴う要望等をしておりまして、年度途中にも一度追加交付決定はございましたけれども、それでもなお、まだ全体の要望に不足するといった状況で、今回減額補正となったものでございます。

○高田一郎委員 減額補正の理由についてはわかりました。

もう一つだけ聞きたいと思います。今度の補正予算の中に農村地域防災減災事業費が計上されております。この中に恐らくため池防災の対策も盛り込まれていると思います。このため池防災については、西日本豪雨災害でため池が決壊して犠牲者が出るというようなことで、やっぱり全国のため池できちっと対策をとろうということで、たしか議員立法で法律が制定されたものというふうに思います。全国でたしか6万4,000カ所の防災重点ため池を今後10年間で集中的に対応するのだということでは始まっていますが、岩手県では防災重点ため池というのはどの程度あって、そしてこの10年間できちっと集中的に対応されるのかどうか。そういった計画も恐らくつくられているのだと思いますけれども、県の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○千葉農村建設課総括課長 まず、本県の防災重点ため池の箇所数でございますけれども、全県で898カ所ございます。今後これらのため池につきましては、特に国が所管のため池を除く今現在850カ所程度というふうに見込んでいるわけなのですが、今後10年間でハード、ソフト合わせた形での対策を講じていくということで、年度内に今後の推進計画について策定をするということで、現在市町村と協議を行いながら中身について精査をしているところでございます。

ただ、いずれにしても防災減災という安全確保の面で非常に大切な取り組みでございますので、少なくともソフト対策、例えば劣化の状況調査、そういったものについてはできるだけ前倒しで、10年といわずに8年ぐらいをめどに全てのため池について調べたいと考えておりますし、それ以外に地震あるいは豪雨に対しての耐性強化についてもできるだけ箇所を確保しながら計画に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ハード対策につきましては、非常にお金がかかっていくということになりますので、優先順位を考慮しながらいろいろと検討してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 850カ所というかなり多い、恐らく県南を中心に防災重点ため池があると思いますけれども、今お話があったように10年というよりもっと早く対応したいという意気込みもお伺いしました。いかんせん国の財政措置がしっかりなされないと、これはかなり厳しいのかなというふう思うのですが、国の動向としてはきちっと国の責任で財政支援するのだというような方向になっているのかどうか、そのことが1点。

もう一つ、この850カ所の中には恐らく所在不明とか、あるいは個人で所有していると

か、あるいは共同組合で管理しているところもあって、そういう方々の負担ということになりますと、なかなか前に進まないのではないかなというふうに思います。全国では農家負担をゼロにして、国や県、行政の責任で対応している自治体がありますけれども、地元負担について県としてはどのような考えで対応しようとしているのか、この点についてお聞きして終わりたいと思います。

○千葉農村建設課総括課長 まず国の財政措置でございますが、今回制定されました法律の中で国の財政及び財政措置、援助ということで、その辺の特段の配慮をするというふうに一応うたわれております。我々としても、地方財政措置の状況をいろいろと確認をしながら、国には必要な予算の確保について要望してまいりたいと考えております。

それから、事業に係る地元負担でございますが、特に地震対策、それから豪雨対策等につきましても、今のところ国、県、市町村の負担で済むような事業制度になっておりますので、農家負担については大きな形にならないように工夫をしてみたいと思っております。ただ、あくまで本当に老朽化したため池、今までもやっておりました通常の老朽ため池の改修ということについては、これは若干地元負担が生じるという従来の制度の中で取り組んでいくこともやむなしというふうに考えております。ただ、いずれ安全性を確保するためにいろいろと事業の選択についても考えていきたいと考えております。

○吉田敬子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○白澤勉委員 私から1点、補正予算の中の合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費約8億2,500万円の予算がございます。冒頭の概要説明で一言ありましたが、具体的にどういう事業なのか、あるいは事業者等々の支援であるとか、中身をもう少し御説明いただきたいと思います。

○工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業についてでございますけれども、これは国の経済対策により措置されたものでございます。

まず、この事業の川上対策といたしまして、地域材の競争力強化に向けまして、生産性向上等の体質強化を図っている県内の合板・製材工場等に対しまして、原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材生産及び路網整備等を一体的に実施するという取り組みを支援するものでございます。事業費は2億1,800万円ほどございまして、内容につきましては間伐材生産を348ヘクタール、路網整備を3万8,000メートル実施するものでございまして、それを実施する事業体は県内の森林組合、民間の事業体等約20事業体でございます。

○高橋林業振興課総括課長 あわせまして、木材加工施設の大規模化や高効率化等を支援するとともに、原木の安定供給、生産コストの低減を図るための高性能林業機械の整備、

こういった取り組みについても推進するというにしております。具体的には製材など木材処理加工施設、こちらは1事業者でございますけれども5億8,000万円余、ハーベスターほか1台ということで高性能林業機械、こちらも1事業者、木材生産事業者になりますけれども、こちらに2,300万円余、合わせまして6億600万円余を計上しております。

○白澤勉委員 皆さん御案内のとおり、岩手県県産木材等利用促進条例等々を整備しております。そして、ILCを見据えたグリーンILCの動きも吉岡先生を初め、今いろいろ動いております。ILC関連施設の木造化の提案などの動きがある中で、このネーミング、タイトルに私がぐっと引っかかったものですから、基本的に補正予算でも減額補正が多い中で、経済対策ということでございましたので、内容を確認させていただきましたが、いずれ県内で生産された素材のうち7割程度が県内の木材加工施設で利用されて、残りの3割が隣県の合板工場や製紙工場等で利用されているような実態の中で、ぜひこういった国の経済対策事業等々を有効に活用していただきながら、川上から川下への県内の木材流通、あるいは輸出促進といった部分の体制整備強化を進めていただければと思います。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第90号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 それでは、漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書(その4)の14ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第90号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧(23災県第679号防潮堤その4)工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保

全施設の機能を回復させるため、防潮堤 598.2 メートルの復旧を行うものであります。

6 の設計変更の理由及びその内容ですが、第 1 回変更は被覆工を場所打ちコンクリートからコンクリート二次製品に変更したものであります。第 2 回変更は、基礎形式を変更するとともに工事期間を延伸しております。第 3 回から第 4 回変更までは、年度支払限度額を変更するとともに工事期間を延伸しております。第 5 回変更は、舗装面積を見直したものであります。第 6 回から第 7 回変更では、年度支払限度額を変更するとともに契約書別記条項の変更をしたものであります。第 8 回変更は、樋門設備を追加するとともに工事期間を延伸しております。第 9 回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。今回の第 10 回変更は、堤体盛土材の調達先を変更するとともに工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が 22 億 6,700 万 7,580 円となり、当初議決額に対し 24.1% の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3 ページをお開き願います。主な変更の内容につきまして御説明いたします。上段点線の囲みの中に第 1 回変更の内容を記載しております。被覆工は、当初標準的な場所打ちコンクリートによる施工としておりましたが、三陸沿岸道路を初めとした復興支援道路等の公共工事で生コンの需要が高まり、本工事で必要とする生コン量の安定的な調達が困難となったため、県内の防潮堤で広く施工実績のあるコンクリート二次製品に変更したものであります。

その下の中段、実線の囲みの中には今回の第 10 回変更の内容を記載しております。堤体盛土材は、当初近隣の県道工事で発生する土砂を流用する計画としておりましたが、電柱移転等のおくれの影響により土砂の搬出、搬入時期の調整が困難となり、調達先に変更が生じたことから運搬距離を延伸するものであります。

下段に防潮堤の標準断面図があります。被覆工の変更箇所、堤体盛土材の変更箇所を赤色でお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 質問いたします。今回の契約変更は第 10 回目ということであるわけですが、今南側のまちのほうに向けて工事をしている中で、早く工事が終わらないかなというのが本当に正直な地元の気持ちだと思います。

そういう中で、コロナ禍の事態もあったと思うのですが、他工事との工程調整に基づく堤体盛土材の調達先の変更による工事ということで、契約金額の増と工期の延伸ということなわけですが、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○鎌田漁港漁村課総括課長 堤体盛土材についてであります。当初は近隣の重茂半島線の県道工事、大沢地区のバイパスをつくった工事ではありますが、そちらで山を削った土を堤体の盛土材として活用するという計画しておりました。ただ、先ほど説明したとおり電柱移転あるいは水道工事等のおくれの影響によりまして、県道工事からの盛土材が使用できなくなってしまったというものであります。そのため、他工事等からの流用を検

討した結果、もともとは運搬距離は0.3キロメートルほどで済んだものでしたが、一番長くて11.5キロメートルの運搬をしなければならなくなったということで今回変更するものでございます。

○**田村勝則委員** 重茂半島はバイパスをつくりましたから、そこからということだったので、電柱移転の工程は当然想定の中にあっただけだと思います。なぜ工程調整ができなくてこうなったのか、よくわからないところがあります。それで一番遠いところという、今度はどこから持ってくる予定になったのか。電柱を動かしたって盛土は持ってこれるようなイメージがあるわけなわけですけれども、持ってこれないというのは、何かよくわからないところがあるので、もう一度お聞かせください。

○**鎌田漁港漁村課総括課長** まず、調達先から説明させていただきますが、一番遠いところで船越の以前公園があった平場のところから運んでおります。県道工事から盛土材をそのまま使えなかったということなわけですけれども、私どももなるべく使えるように仮置き場を設けて、そこに入れてもらうことを考えておりましたが、大沢地区では広い場所をなかなか確保できず、何万立方メートルという土を仮置きする場所を最終的には見つけることができませんで、県道工事からの流用ができなかったということでもあります。

それから、電柱移転のおくれについては、平成28年台風第10号の影響によるものが大きな理由です。あのとき岩泉地区が大きな被害を受けましたが、電柱の施工会社、電力会社がほぼ岩泉地区に集中しておりまして、私どもの工事になかなか手が回らなかったという事情がございます。

○**田村勝則委員** わかりました。本当にいろいろ御苦労しておられると思います。そういう中で、これだけ期間が延びるわけですから、地元ともしっかりコンタクトをとりながら、船越から運ぶとなれば大型トラック等々を通るわけですから、バイパスを通るのか、中心地の大きい国道を通るのか、まちの中の道路を通るのかわかりませんが、いずれほこりも出るわけです。しっかりと対策をとりながら進めていただくようによろしくお願いします。

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○白澤勉委員 きょうの日本農業新聞にも大きく令和3年産米の需給動向等について記事が載っておりました。決して私が働きかけて書いてもらったわけではございません。

それで、今回の需給動向においては、全国でも過去最大規模6.7万ヘクタールの転作が求められると。岩手県の水田面積が5万ヘクタールですから、丸々岩手県の水田面積並みの規模の生産を主食用米からかえましょうというような割合、規模感でありますけれども、そういった中で、主産県である岩手県として、ここら辺の需給動向あるいは在庫の水準を改めてどう認識して、どの程度の作付転換が必要と考えているのかお伺いしたいと思います。

○工藤水田農業課長 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中食、外食の需要が低迷し、本県の民間在庫量は令和2年12月時点の対前年同月比で3万6,000トンの増加となっているところでございます。全農岩手県本部からは、外食需要の減少によって販売は3カ月程度おくらしているものの、令和2年産米については令和元年産米並みの事前契約となっていると伺っております。

本県の令和3年産の主食用米の生産目安は、国が示した令和3年産の主食用米等の生産量693万トンをもとに岩手県農業再生協議会が決定、公表しておまして、令和2年産の作付面積に比べ、約1,200ヘクタールの作付転換が必要となっております。

○白澤勉委員 生産目安に沿って主食用米の生産がなされていった場合、米の値段が生産者にとって所得がしっかりと確保されるような形で販売できるのか、ここら辺の県の認識を改めてお聞きしたいと思います。

そして、本県の在庫状況、あるいは今回国から新たに示されたさまざまな関連対策を含めて、生産目安の見直し、加工用米であったり輸出用米等を含めた新市場の開拓米、大豆、飼料用米の作付を拡大するお考えはないのかお伺いたします。

○工藤水田農業課長 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、主食用米の販売を見通すというのは現時点では難しいと考えております。価格動向につきましては、相対取引価格を見ますと依然低下傾向にありますが、本県産ひとめぼれで12月の相対取引価格が対前月比102%となるなど極端な下落にはなっておりません。現時点におきまして、国が示した全国の需給見通しに変更されていない中で、岩手県農業再生協議会としましては、この生産目安の見直しは議論をされていないところでございます。

○白澤勉委員 主食用米からの転換という部分が本当に必要になってくるのですが、特に本県の場合、長い歴史の中で連作障害を防げるリンドウの花が今普及されてきたと。冷害対策というか、寒冷気象が激しい本県の場合、リンドウというものが生産調整の対策の中で、高収益作物であったり、しっかりと農家の方の所得につながるというようなことで、私が県庁に入ったころの昭和から平成にかけてずっとリンドウの生産とかをやってきたわけけれども、これに次ぐ作物については、先ほど工藤勝博委員もお話しされていましたが、私はこのピンチをある意味チャンスに変えるいいタイミングなのではないか

と捉えているのです。受け身で大豆、麦、確かにそういった部分で進めるのは大事かもしれないけれども、例えばこういうリンドウの成功事例もあったわけで、本県として米からどう転換していくのか、受け身の転作ではなく、攻めの、例えば園芸品目だとか、新たにリンドウにかわる品目の開発を県として頑張っていくのだと、青森県に負けていけないというような、何かそういったお考えがあたりなのか伺いたしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 水田の転換に向けた品目の話ということでございます。本県におきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、令和3年度については1,200ヘクタールの転換が必要だということでございます。

そうした中で、県としましては主食用米にかわるような高収益な品目ということで、野菜を推進したいと考えているところでございます。作目転換に係る品目ということで野菜のお話をしたところなのですけれども、現在機械化体系が確立されているというようなところで、ネギ、タマネギ、こういったものを進めているところでございます。また、新たな品目として紫波、矢巾地域ではズッキーニの産地化の取り組みが始まっているということでございますので、そうした部分について伸ばしていきたいと考えております。

さらに、ブロッコリーにつきまして、業務用野菜として有望だというような話があるところでございまして、現在農業研究センターが農業団体と連携しまして品種比較の試験をしているところでございます。そうした野菜の新たな品目を水田のほうに作付拡大し、転換品目として伸ばしていきたいと、園芸の産出額拡大、青森県はかなりまだ遠いですが、少しずつでも伸ばしてまいりたいと思っているところでございます。

なお、リンドウにつきましては、水田と非常に相性のよい品目でございます。県としては、この部分についてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えておりまして、改植、新植部分につきまして支援する事業等々を準備しているところでございますので、そういったものを使いながら、リンドウにつきましてもしっかりと産地化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○白澤勉委員 きょうの日本農業新聞の論説にも、まさに生産目安の深掘りが必要なのだと書いていますよね。そして、まさに農政の指導力の発揮が不可欠なのだという私と同じ思いを書きいただいております。まさにリンドウについても長い長い歴史の中で、厳しい気象条件とか環境で、当時の農業改良普及センターだとか、皆さんの先輩たちが知恵と汗を流して作物を導入してくれました。偉大な先輩たちのお顔を目を閉じて思い出してください。それがあの時代にできたのです。できないのであれば、この令和の時代にできない理由を私は聞きたいです。本当に試されている重要な転換期に入っているのではないかというふうに思います。

そこで、まさに主食用米からの転換を進める上で、県が主体的な役割を果たすことが必要だと思っております。令和3年産から都道府県連携型助成事業や国のさまざまな事業も入ってきておりますけれども、県としてどういうふうに指導力を発揮しようと考えているのか伺いたします。

○工藤水田農業課長 県では、令和3年度当初予算案に新規事業としまして、主食用米から野菜や飼料用米等への作付転換に対して補助する水田フル活用農業高度化プロジェクト事業を盛り込んだところでございます。この事業は、国が創設した都道府県連携型助成という事業の活用を見込んだものでございまして、令和3年産の作付において主食用米から飼料用米、野菜及び雑穀、この三つの品目へ作付転換した場合に10アール当たり5,000円を助成するものでございます。国の都道府県連携型助成は、国から直接生産者に対し、10アール当たり5,000円が今の県の事業に上乗せ助成されるという形で、10アール当たり合計1万円が生産者にとっての支援となります。この事業等を活用して今後推進を図ってまいりたいと存じます。

○白澤勉委員 今回の生産調整に当たって、私は加工用米が非常にポイントになると思うのだけれども、国の需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領で、加工米の定義、範囲が示されております。ここでは醸造用玄米は対象外となっておりますが、一方でうるち米、ひとめぼれとかあきたこまちとか銀河のしずくが酒米というか、お酒になる分には対象になる。一方で、醸造用米の玄米については栽培が難しいし収量が低いということもあって単価が高いわけですが、岩手県オリジナルの吟ぎんが、ぎんおとめ、結の香、これは残念ながら加工用米に入っていない。わかるのだけれどもわからないというか、例えばうるち米を栽培しようとしていた田んぼで吟ぎんがとか酒造好適米を栽培するといったときは、これは対象になるのですか。

○工藤水田農業課長 令和2年度の場合は、酒造好適米に関しまして多用途への転換、需要の拡大を図ることによって、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和する必要があるということで、特別に醸造用の玄米を加工用米に使うことを認めるという通知が出ております。ただし、いわゆる酒米というのに関しましては除くとされております。令和3年度につきましては、まだ国のほうからこのような通知が出ておりませんので、今時点では我々も情報収集をしている段階でございます。

○白澤勉委員 日本酒は御案内のとおり、今国を挙げて海外への輸出戦略も含めた対策がとられております。国内の日本酒をめぐる状況については、農林水産省からレポートが出ておりますけれども、輸出数量は、この10年で倍増していますよね。そして、平成25年に初めて100億円を突破して、令和元年には234億円まで、この10年で3倍に輸出金額を伸ばしていると。国内のマーケットのお米に関する需給というのが非常に下がってきている中で、チーズはどこへ消えた？という昔はやった本がありますけれども、今まさにこの新たなチーズを、国内対策もしっかりとりながら、隣の市場を探っていく。今国を挙げてそういう対策をやっていますし、出荷額も伸ばしていると。こういったところにこの主食用米の生産調整においても、新たな、今回でいうところの輸出用日本酒、新市場開拓用という部分が入ってきますので、ここら辺の取り組みというのは、ぜひ酒蔵、あるいは酒造組合だとか、担当部署は商工労働観光部になるのかもしれませんが、原料を供給する農家の酒米生産者の側の皆さんは、そちらの立場からどうやって農家の所得を確保する

か、主食用米ではなかなか厳しいと。そういった中で、酒造好適米については、例えば山田錦で2万3,600円の販売価格がございます。五百万石で1万6,000円とか、美山錦とかいろいろあるでしょうけれども、ぜひそういったところの取り組みというのは検討していただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○佐藤県産米戦略監 今酒造好適米のお話ございまして、その状況についてでございますが、県内の酒蔵が酒造好適米を仕入れる際に、県の酒造組合を通して買っただいておりますけれども、その酒造組合によりますと当初予定する計画ということで、県内で大体607トンを計画中ということではございましたが、そのうち16%に当たる97トンが来年度繰り越すという形になったと聞いているところでございます。

○白澤勉委員 97トン、千五、六百俵かな、そのくらいの酒米を繰り越すというのは、歴史始まって以来というか、今までにないようなことであります。全国の酒造好適米の全体需給見通し、これは令和元年産を見ますと、まさに今新型コロナウイルス感染症の影響等々もあるのかもしれませんが、供給過剰数量、全国で7,000トンから9,000トンという部分が出ておまして、令和2年産の酒造好適米の全体需要量が8万7,000から8万9,000と推計されて、ちょっと厳しい状況になっております。

やはり前から言っておりますけれども、県のこういった酒の文化であったり、蔵元とか、それはまた商工労働観光部と言うかもしれませんが、原料を供給する側の相対取引をしている生産者、あとはそれを使う蔵元、そして農林水産部というのは、まさに食料と農業と、そして農村を守っていく大きな大局の中で政策を展開していく部署だと私は思っておりますし、この岩手の山も海も陸も全ての大地を守る国土強靱の意味でもすごい組織なわけです。私はこの委員会の委員であることに誇りを持っておりますし、そういった意味ではぜひ部長、今の思い、何と答えていいかわからないかもしれませんが、そこを米穀の需給見通しという話の流れの中でお伺いいたしますが、今後の岩手県の米穀需給の安定化、食糧管理法から食糧制度に変わったから、基本的にはもう流通は任せているわけです。国家が統制するという話ではないというのは重々わかりながら、やっぱり行政のイニシアチブが今求められていると思いますので、部長に御所見をお伺いしたいと思います。

○佐藤農林水産部長 米のお話でいろいろお尋ねがございました。委員御指摘のとおり、米食糧管理制度から生産調整、経営判断による需要に応じた生産販売というところに大きくかじを切ったという状況でございまして、まさにそういう状況で生産者が何をつくれれば自分の所得に直結するのかという、本当に経営判断を求められている状況だと思っております。

一方で、昔ながらに主食用米をつくってきた、これからもつくりたいと思っている生産者の方は非常に多いと思っておりますので、そういったところのバランスのとり方かなと思っております。我々農林水産部といたしましては、生産者の手取り、どうすれば収益が確保できるかということを中心に考えていかなければならないというふう考えております。

ので、いろいろな情報を集め、また県農業再生協議会等との調整をしながら、米も含めて農林水産物の生産にどうやって当たっていけばいいかということを常に考えていきたいと思っております。

委員から、農林水産部は広い県土、それから山も海も全部所管している部なのだというお話がございまして、まさに我々もそのように思っております。地域づくりから何かいろいろなところに大きく関与している部だと思っておりますので、そこに住む生産者、それから県民のことを考えながら、総合的な政策推進ということを考えてまいりたいと思っております。

○吉田敬子委員長 白澤委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○白澤勉委員 生産調整に関しても、受け身の姿勢ではやっぱりだめなのだと思います。新たな園芸品目を導入するいいチャンスだと捉えて、ぜひ人、金、政策を投入しながら使命を果たしていただきたいと思います。

○田村勝則委員 私のほうから1点だけ質問をいたします。

その前に、お礼を申し上げておきたいと思います。先般、地元の野菜の育苗施設で火災がございました。早速県のほうでもいろいろ情報収集しながら対応していただいているやに聞いておりますが、今後ともひとつその辺の御支援もよろしくお願い申し上げたいと思います。そのときに現地を見て思ったのは、本当に地域のおばさんたちがたくさん来て働いていまして、これは雇用の場に相当貢献しているのだなということを改めて再確認したところでございました。

そこで、農福連携応援事業についてお伺いをしたいと思います。これからの時代、申すまでもなく農業も多様な主体と連携をしていくというのが大事だと思いますが、その一つの大きな取っかかりがこの農福連携ではないかなというふうにも思います。これまで県内でどの程度の農福連携事業があるのかについて、まずお知らせをいただきたいと思います。

続いて、新年度の事業、新規で事業化されているわけですが、ワンストップ窓口の設置と運営体制の構築とありますけれども、これまで農福連携事業を担っていた保健福祉部との連携はどのようになされているのか、あるいはなされるのか、その辺もお聞きしたいと思っております。

農福通信というのが発行されていまして、2号までで終わっているようですけども、新型コロナウイルス感染症の関係だと思いますが、その中身についてお聞きします。

それとあわせて、全国では林福連携という事例もあるようですが、本県での林福連携の事例があるのか、また今後の可能性についての認識をお伺いしたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 まず、県内の農福連携の事例についてでございますけれども、県では平成29年度から農福連携コーディネーターを配置いたしまして、農業者等と福祉施設との作業委託に係るマッチング支援をしております。令和元年度は北上市のB型就労支援施設と花巻市の水耕栽培に取り組む農業法人の事例のほか13件、令和2年度1月

未現在でございますけれども、奥州市の同じくB型就労支援施設が果樹作業を請け負うという事例も含めまして19件と年々増加傾向となっております、ここ2年間で32件、そしてコーディネーターが設置されました平成29年度からこれまでに51件のマッチングが成立しております。

次に、保健福祉部との連携についてでございますけれども、農林水産部では保健福祉部と連携いたしまして、先ほど申し上げました農福連携コーディネーターの配置、そして農業関係団体に対する障がい者理解のための研修及び福祉施設職員を対象といたしました農業セミナーの実施、農福連携普及啓発のための農福連携マルシェなどを開催してまいりました。保健福祉部が所管する事業では、農業者を対象とした農福連携の理解促進活動が事業対象にならなかったことから、令和3年度から農林水産省の事業を活用して、新たに相談窓口の一元化に向けた体制整備、農業者や農業関係機関等を対象とした農福連携見学会、そして新たに農福連携に取り組む農業者や福祉施設職員が理解を深めるための農福連携ガイドブックの作成などに取り組むこととしております。引き続き保健福祉部と連携しながら、この農福連携の推進に努めてまいりたいと考えております。

農福通信のことにつきましては、ちょっと……。

○田村勝則委員 よろしいです。

○工藤森林整備課総括課長 林福連携の事例についてでございますけれども、本県では林業における障がい者の就労促進といたしまして、福祉事業所と原木シイタケを生産する企業が連携しまして、原木シイタケの植菌作業に障がい者を雇用している事例がございます。

また、令和元年度からは社会福祉協議会と林業事業体が勉強会、あるいは植林作業体験等を通じまして相互理解を深める取り組みが行われているところでございます。国におきましては、令和3年度から林福連携を行うすぐれた地域の木材製品を開発する取り組みを支援することとしておりますので、県といたしましてもこれら国の施策や全国の事例等について広く情報収集をしまして、本県における林業分野と福祉分野が連携した取り組みの可能性についても検討してまいりたいと考えております。

○田村勝則委員 一方は担い手不足、もう一方は就労の場の確保に苦勞しているというような状況の中で、担い手不足にも対応でき、そしてまた雇用の場の創出にもつながるといふこと、そしてまた就労する方々の賃金を少しでもたくさん手元に届けられるようになれば、さらに農福連携事業というのはすばらしいものになっていくのではないかと、誰ひとり取り残さないというSDGsの目標にもつながると思います。新年度の予算にもございますが、しっかりと今後さらに実効が上がっていくように対応していただきたいと思っておりますし、林福連携についても引き続きいろいろな可能性を模索しながら取り組んでいただこうようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御

苦勞さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。